別紙様式第十二号第４の表記載上の注意１中⑹を⑺とし、⑸の次に次のように加える。

⑹　次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第71条第３項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（外国保険会社等が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社又は外国保険業者をいう。以下⑹において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）であって、日本における事業年度において、外国保険会社等が受再保険会社から収受した手数料のうち未償却出再手数料の増加として認識したものの金額及び外国保険会社等が受再保険会社に支払った額のうち未償却出再手数料の減少として認識したものの金額

①　未償却出再手数料及びこれに附帯して外国保険会社等が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。

②　外国保険会社等が、元受保険契約（外国保険会社等が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。

別紙様式第十二号の二第３の表記載上の注意１中⑵を⑶とし、⑵の次に次のように加える。

⑵　次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第71条第３項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（外国保険会社等が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社又は外国保険業者をいう。以下⑵において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）の残高

①　未償却出再手数料及びこれに附帯して外国保険会社等が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。

②　外国保険会社等が、元受保険契約（外国保険会社等が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。

別紙様式第十二号の二第４の表記載上の注意１中⑹を⑺とし、⑸の次に次のように加える。

⑹　次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第71条第３項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（外国保険会社等が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社又は外国保険業者をいう。以下⑹において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）であって、日本における事業年度において、外国保険会社等が受再保険会社から収受した手数料のうち未償却出再手数料の増加として認識したものの金額及び外国保険会社等が受再保険会社に支払った額のうち未償却出再手数料の減少として認識したものの金額

①　未償却出再手数料及びこれに附帯して外国保険会社等が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。

②　外国保険会社等が、元受保険契約（外国保険会社等が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。

**附　則**

１　この府令は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

２　この府令による改正後の保険業法施行規則（以下「新規則」という。）別紙様式第六号及び第六号の二の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間に係る中間業務報告書（保険業法（以下「法」という。）第百十条第一項に規定する中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に開始する当該期間に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

３　新規則別紙様式第七号から第七号の三までの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（法第百十条第一項に規定する業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

４　新規則別紙様式第十一号及び第十一号の二の規定は、施行日以後に開始する日本における事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間に係る中間業務報告書（法第百九十九条において準用する法第百十条第一項に規定する中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に開始する当該期間に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

５　新規則別紙様式第十二号及び第十二号の二の規定は、施行日以後に終了する日本における事業年度に係る業務報告書（法第百九十九条において準用する法第百十条第一項に規定する業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する日本における事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

# 省　令

## ○国土交通省令第七十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）及び第七十五条の二第七項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月八日　　国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

**第一条**　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第九条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

３　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の空気入ゴムタイヤは、騒音を著しく発しないものとして、騒音の大きさに関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

（装置型式指定規則の一部改正）

**第二条**　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中

| | |
|---|---|
| 二　第二条第二号の空気入ゴムタイヤ | 第三十号第二改訂版 |
| 三　第二条第三号の空気入ゴムタイヤ | 第五十四号 |

を

| | |
|---|---|
| 二　第二条第二号の空気入ゴムタイヤ | 第三十号第二改訂版<br>第百十七号第二改訂版 |
| 三　第二条第三号の空気入ゴムタイヤ | 第五十四号<br>第百十七号第二改訂版 |

に

改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。